

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年7月16日(2015.7.16)

【公表番号】特表2015-500755(P2015-500755A)

【公表日】平成27年1月8日(2015.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2015-002

【出願番号】特願2014-513632(P2014-513632)

【国際特許分類】

B 60 J 5/10 (2006.01)

【F I】

B 60 J 5/10 K

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

テールゲートロッドが通過するガーニッシュ内の通路のためのカバーであって、

前記通路を協同して塞ぐよう形成された外形を有する本体からなり、

前記外形は、対向する側壁と、傾斜を有する第1の内向き傾斜端部壁と、前記第1端部壁よりも大きな傾斜を有する第2の端部壁と、前記本体の基部領域に近接する開口部と、を含むカップ状領域をさらに形成する、カバー。

【請求項2】

前記第1の内向き傾斜壁は、前記第2の内向き傾斜壁の長さよりも大きい長さを有する請求項1に記載のカバー。

【請求項3】

前記外形から延び、かつ、前記開口部と交わる前記壁のいずれか1つにおける隙間をさらに含む請求項1に記載のカバー。

【請求項4】

前記対向する側壁は、ほぼ平行な面内に存在する請求項1に記載のカバー。

【請求項5】

前記第2の端部壁は、内向きに傾斜している請求項1に記載のカバー。

【請求項6】

自動車に関するテールゲートであって、

前記テールゲートは、このテールゲートを開閉するため前記自動車内に設けられたモータとロッドを介して連結されており、

前記テールゲートは、

前記ロッドへの取付部と、

前記取付部に重なるとともに、凹状キャビティを形成するカバーと、

前記第2端壁の傾斜よりも大きな傾斜を有する第1端壁と、

前記凹状のキャビティに形成されている通路と、から成り、

前記凹状キャビティは、第1及び第2の端部壁を有しており、前記第1端部壁は前記第2端部壁の傾斜よりも大きい傾斜を有している、テールゲート。

【請求項7】

前記凹状キャビティは円錐台の形をしている請求項6に記載のテールゲート。

【請求項 8】

前記第1及び第2端部壁は、底壁と交わる請求項6に記載のテールゲート。